

秋の全国交通安全運動

実施期間 令和7年9月21日(日)～9月30日(火)

運動の重点

- ①歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用推進
- ②ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進
- ④横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

自転車の交通ルール

自転車の利用者は、

☆「自転車は車の仲間」であることを認識して、交通ルールを必ず守りましょう。

☆令和6年11月1日の道路交通法の一部改正によりスマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され罰則の対象となり、自転車の酒気帯び運転、酒類の提供・同乗、自転車の提供に対して新たな罰則が整備された趣旨を理解し、安全運転を徹底しましょう。

☆「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等への加入が義務化されているため、条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険に加入しましょう。

☆改正された「自転車安全利用5則」を守りましょう。

自転車安全利用5則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



守山野洲交通安全協会、守山警察署、守山野洲両市では、夏の交通安全県民運動期間中の7月19日、ピエリ守山において自転車の交通事故防止を呼び掛けるための自転車シミュレーター等を活用しながら交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけました。



自転車シミュレーターを活用した体験



ジュニアポリスの制服を試着して、記念撮影

令和8年4月1日から

自転車の違反にも

青切符が導入

自転車をはじめとする軽車両にも、自動車等と同様に「交通反則通告制度」が導入されます。車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかり守りましょう。

取り締まりの対象年齢は
16歳以上！！

違反

STOP



全国地域安全運動

実施期間 令和7年10月11日(土)～10月20日(月)

全国地域安全運動は、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するため、地域ぐるみで犯罪や事故の防止に取り組む活動です。

4つのかける運動

気にかける

○気にかける

地域で発生する犯罪等に関心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る。

○声をかける

挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ。

○呼びかける

地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる。

○鍵をかける

乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける。

声をか

鍵をか

呼

激増！ニセ警察詐欺に注意

☆警察官はSNSで連絡することはありません

☆警察は警察手帳や逮捕状など画像で送ることはありません

☆警察は捜査などの名目で金銭を要求しません

警察官を騙るオレオレ詐欺も急増



+ (国番号) から始まる国際電話の着信に注意してください

守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会 (防犯部会) 研修会の開催

警察官をかたるニセ警察詐欺被害

警察庁: 今年上半期(1月～6月)

・被害総額約389億3千万円
(特殊詐欺全体の65.2%)

・認知件数4737件
(特殊詐欺全体の35.9%)

令和7年7月6日(日)、野洲市総合防災センターにおいて、自治会関係者約90人が参加して、守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会(防犯部会)研修会を開催しました。

研修会では、防犯啓発取り組み活動が優秀であった守山市喜多自治会と野洲市三上学区自治連合会が防犯功労賞を受賞されました。

その後、守山警察署生活安全課による「守山警察署管内の犯罪状況」に関する報告と滋賀県防犯アドバイザーによる「特殊詐欺に遭わないための対策」等の講演が行われました。

守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会研修会

